主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

民訴一三三条の弁論再開に関する規定は、裁判所の職権を定めたもので、再開を 命ずると否とは裁判所の裁量に属する事項であり、本件において、仮に所論のよう な事情があつたとしても、原裁判所が所論弁論再開の申立を容れなかつたことは違 法とは認められない。それ故、所論は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
夫	浬	飯 坂	下	裁判官